

大和郡山市における観光案内看板情報更新に関する

業務委託仕様書募集要項

城下町エリアの観光案内看板の情報更新を行う。この事業の受託者を選定するための企画提案を下記のとおり募集する。

1 委託業務名

大和郡山市における観光案内看板情報更新に関する業務委託仕様書

2 委託業務内容

大和郡山市における観光案内看板情報更新に関する業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。

3 履行期間

契約締結日から令和8年1月21日(予定)

4 予算額

予算額 2, 156, 000円

※ 本業務の契約締結に係る上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む)であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 過去3年間に国または地方公共団体等と本事業と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税の滞納のない者であること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者であること。
 - ① 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団

関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。

- ② 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。
- ③ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。
- ④ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- ⑤ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。

6 スケジュール

ホームページへの掲載	令和7年10月14日
質問事項受付開始	10月14日
質問事項受付期限・参加申込書提出期限	10月21日17時まで
質問事項の回答	10月24日（予定）
企画提案書の提出期限	11月 5日17時まで
企画提案審査	11月12日（予定）
選考結果発表	11月19日まで（予定）

7 企画提案募集から受注者決定までの手続き

（1）質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

- ・質問方法：【別紙様式1】を下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。
- ・電子メールアドレス：kankou@city.yamatokoriyama.lg.jp
- ・電子メールの件名：大和郡山市における観光案内看板情報更新に関する業務委託企画提案質問書
- ・質問受付期間：令和7年10月21日17時まで

イ 質問の回答

質問への回答は、令和7年10月24日以降、市ホームページに掲載する。

（2）企画提案参加表明

本企画提案に参加を希望する者は、以下に基づき、あらかじめ参加表明を行うものとする。

ア 提出書類

- ① 企画提案参加申込書【別紙様式 2】
- ② 会社概要書【別紙様式 3】
- ③ 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書【別紙様式 4】
- ④ 法人登記の登記事項証明（写）
- ⑥ 納税証明書（写）

※大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合、上記③～⑥については提出を省略できる。

イ 受付期間

令和 7 年 1 0 月 2 1 日 1 7 時まで

ウ 提出先

大和郡山市 地域振興課 観光戦略室

（住所）〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町 248-4

（電話）0743-53-1151（内 563）／（FAX）0743-55-4911

（メールアドレス）kankou@city.yamatokoriyama.lg.jp

エ 提出方法 持参、郵送のいずれか（必着）

※ 持参の場合は平日の 9 時～17 時までの受付とします。

※ 郵送の場合は原則書留とし、到達が確認できるようにしてください。

（3）企画提案書の提出等

企画提案書の提出は、以下に基づき行うものとする。

ア 受付期間

令和 7 年 1 1 月 5 日 1 7 時まで

イ 提出先

大和郡山市 地域振興課 観光戦略室

（住所）〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町 248-4

（電話）0743-53-1151（内 563）

ウ 提出書類

別添仕様書を参照のうえ、募集要項「8 企画提案書」に示す書類を提出すること。

エ 提出部数

6 部（1 部はホチキス止め等をしないものを提出してください。）

オ 提出方法 持参又は郵送（必着）

※ 持参の場合は平日の 9 時～17 時までの受付とします。

※ 郵送の場合は原則書留とし、到達が確認できるようにしてください。

カ その他

- ・企画提案は、1 提案者につき 1 提案に限る。(複数提案は不可)
- ・企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。
- ・提出された応募書類は返却しない。
- ・応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

8 企画提案書

企画提案書は以下の構成とすること。

なお、様式は指定している様式以外は任意とするが、A 4 判横長 (A3 折込可)・片面刷りで作成すること。

(1) 表紙 【別紙様式 5】

- ・表題 (大和郡山市における観光案内看板情報更新に関する業務委託企画提案書)
- ・応募者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

(2) 目次

(3) 提案内容等

- ・基本方針
- ・提案内容 (看板の基本デザインなど)
- ・業務実施スケジュール
- ・業務実施体制【別紙様式 6】
- ・過去の実績
- ・その他必要と思われる事項 (多言語化における監修方法など)

(4) 添付書類

- ・法人の概要が分かるもの
※既存のパンフレット等でも構いません。
- ・委託料見積書
※見積書は、項目、単価等を明らかにした積算内訳とすること。
※宛名は「大和郡山市長 上田 清」宛とし、代表者印 (大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合は登録届印) を押印すること。
- ・過去 5 年間に行った本業務と同種・類似の種類及び規模の実績について記載すること。
【別紙様式 7】
- ・再委託する場合は再委託調書【別紙様式 8】

9. 評価の手続き及び契約候補者の選定方法

審査委員会による企画提案審査を実施する。参加事業者が 1 者の場合も審査を行う。

(1) 企画提案審査実施方法、審査・選定方式、契約候補者の特定

《審査実施方法》

- ① 企画提案審査の開催日は令和 7 年 1 1 月 1 2 日 (水) とし、場所等については、別途

参加者に通知する。

- ② 参加者は、自らの提案内容についてプレゼンテーションを行う。持ち時間は、プレゼンテーションは10分以内、質疑応答は10分程度とする。規程の時間を経過した場合は直ちに終了する。ただし、質疑応答については、持ち時間を延長する場合がある。また、参加者が多い場合には、持ち時間を調整することがある。
- ③ 当日の参加者については、3名以内とし、原則、本業務の主要な担当者に予定している者（今後、発注者との連絡・調整に際し、担当となる者）は必ず参加し、その者が主にプレゼンテーションを行うこととする（役割分担に応じ、分野によって選任で担当する者がその分野に係るプレゼンテーションをすることは妨げない）。
- ④ プロジェクター等の機材を使用する場合は、あらかじめ申し出ること（パソコン等は各自用意すること）。
- ⑤ プレゼンテーションの際に使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加の資料の配布は認めない。プロジェクター等での映写内容は、提出書類と同一ではなくてもよいが、あくまで提出書類の内容を補足するものとし、内容自体の変更・追加は認めない。
- ⑥ プレゼンテーションでは参加者を識別出来得る情報（社名・ロゴ・製品名等）を発信しないこと。また、名札・社章等、社名を判別できる物を着用しないこと。
- ⑦ 次のいずれかに該当した場合は、失格とする。
 - ア 企画提案審査に遅刻、欠席した場合
 - イ 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認める場合
 - ウ その他、選定委員会が不適格と認めた場合

≪審査・選定方式、契約候補者の特定≫

- ① 選定委員会において、参加者の企画提案や実施能力等を（４）評価基準により総合的に判断する。書類審査における評価点と各委員の評価点合計を合算し、最も高い点数となった参加者を最優先交渉権者として契約締結に向けた手続を行う。契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行うものとする。
 - ② 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、評価基準の各得点を参考に委員の合議により優先者を決定する。
 - ③ 各委員の持ち点を合算した値（満点）の5割を最低基準点とする。なお、それぞれの評価点の算出においては、小数点第2位までとする。小数点第3位以下を四捨五入する。参加者が1者の場合、審査会を実施し最低基準点に達していれば、当該参加者を最優先交渉権者として選定する。
 - ④ 選定委員会は非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。
- （２）審査結果の通知

審査結果については、令和7年11月19日（水）までに参加者ごとに参加申込書に記載されたメールアドレスへ、後日文書により個別に通知する。

(4) 評価基準

評価は、表1に示す点数化方法により、表2に示す評価事区分、評価項目、評価ポイントに基づき、提案内容において具体的かつ優れた提案がなされているかについて審査する。

表1 点数化方法

見積金額以外の項目については、下記のとおり点数化する。見積金額については、表2の見積金額（評価ポイント）の説明のとおり点数化する。

区分	評価基準	点数化方法
A	当該評価項目において、十分評価できる。	配点×1.00
B	当該評価項目において、評価できる。	配点×0.75
C	当該評価項目において、概ね評価できる。	配点×0.50
D	当該評価項目において、あまり評価できない。	配点×0.25
E	当該評価項目において、評価できない。	配点×0.00

表2 企画提案審査

評価区分	評価項目	評価ポイント	配点
企画提案内容	業務目的の理解度	仕様書等に記載の事業目的にあった効果的な提案となっているか	20点
	仕様書の理解度	仕様書の内容を理解、反映した仕様となっているか。	20点
	実施体制の充実度	業務を安定して実施するのに十分な体制となっているか。	20点
	デザイン性	看板のデザインが事業の目的を達成できるものとなっているか。	30点
見積金額	適切な見積金額	(参加者内での最低提案見積金額／提案見積金額)×10点	10点
合 計			100点

(5) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ②同一の者が2種類以上の提出書類を提出した場合
- ③提出書類に虚偽の記載をした場合
- ④見積金額が提案上限額を超えた場合
- ⑤提出書類に不備があり、補正が困難である場合
- ⑥審査の公正性を害する行為があった場合
- ⑦参加資格に違反している場合

⑧その他不正行為があった場合

10. 契約に関する基本事項

(1) 契約内容の調整

・最優先交渉権者と発注者が業務内容等の調整を行う。なお、特別な事情で契約の締結ができなくなった場合など最優先交渉権者と契約に係る調整が整わない場合は、次点者である優先交渉権者と交渉を行う。

・業務執行体制、業務内容及び事業スケジュール、詳細な実施計画は、提案内容をもとに発注者と協議のうえ決定する。

(2) 見積書の提出

最優先交渉権者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出する。

(3) 契約の締結

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に準じて随意契約とする。

11 企画提案書の情報公開

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行います。また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合があります。

12 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。

エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。

オ 書留以外の方法で郵送されたもの。

カ 提出書類に不足があるもの。

キ 企画提案協議参加希望書等に代表者の記名がないもの。

ク 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。

ケ 見積金額を訂正したもの。

コ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(2) 企画提案審査の停止、中止及び取消緊急等やむを得ない理由等により、企画提案審査を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案審査を停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、当該企画提案審査に要した費用を大和郡山市に請求することはできない。

(3) 契約締結後において予測できない事情により仕様の変更等が発生する場合は、両者が協議の上、契約変更等に対応するものとする。

(4) その他

ア 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。

イ 提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。

ウ 企画提案書による提案内容は大和郡山市に帰属する。

エ 参加にあたっては各看板の現地確認をできる限り実施すること。

オ やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

13 問い合わせ先

大和郡山市 地域振興課 観光戦略室

(住所) 〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町 248-4

(電話) 0743-53-1151 (内 563)

(メールアドレス) kankou@city.yamatokoriyama.lg.jp